

理事の選任に関する規程

一般財団法人国際法学会評議員会

2013年6月17日

2013年9月11日改正

2015年6月21日改正

2016年4月10日改正

2021年6月20日改正

第1条（目的） この規程は、一般財団法人国際法学会（以下「当法人」という。）定款第28条第1項の規定に基づき、評議員会による理事の選任に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（事業の継続性の考慮） 事業の継続性が必要であることに鑑み、評議員会は、改選前の理事のうち、少なくとも半数を再選することが望ましい。

第3条（会員の意見の聴取） 評議員会は、理事の選任に先立ち、人選について、当法人の会員（自然人に限る。以下この規程において同じ。）の意見を聴取するものとする。

2 前項に定める聴取は、理事改選の年度の前年度に開催される年次研究大会の開催期間中に、当該年次研究大会に参加した会員の5名以内の連記による無記名の意見表明によって行う。ただし、評議員会が別に決定する場合はこのかぎりでない。

3 評議員会は、第1項に定める会員からの意見聴取の実施要領の決定を代表理事に委嘱するものとする。

4 代表理事は、聴取した会員からの意見をとりまとめ、これを評議員会に提出する。

第4条（被選任資格） 評議員会は、理事就任年度の4月1日において満30歳未満の者及び満68歳を超えた者を新たに理事として選任することはできない。

2 意見聴取の行われる年度の4月1日までに前年度までの学会費を完納していない会員は、理事の被選任資格を有しない。

3 前項に従った理事の選任を行うため、評議員会は、代表理事に対し、すべての会員の生年月日及び会費納入状況を調査し、その結果を評議員会に報告することを求めることができる。

4 前3項の規定は、当法人の会員以外の理事（以下「外部理事」という。）については適用しない。

第5条（専門分野のバランス） 当法人は、国際法、国際私法及び国際政治・外交史の3つの専門分野の会員により構成されていることに鑑み、理事の選任にあたっては、この3つの専門分野の理事のバランスに妥当な考慮を払うものとする。

2 前項の考慮を行うため、評議員会は、代表理事に対し、すべての会員が専門分野のいずれかに属することの調査を委嘱することができる。

第6条（理事の選任） 評議員会は、第3条の規定により聴取した意見に妥当な配慮を払いつつ、理事を選任する。ただし、外部理事の選任については評議員会会長の推薦に基づき評議員会において行うこととする。

2 評議員会は、理事の欠員を補充する場合には、新たに当法人の会員の意見を聴取することなく、聴取した直近の意見に妥当な考慮を払いつつ補充する理事を選任することができる。

第7条（実施要領の代表理事への委任） 第3条第3項に定める場合を除き、評議員会は、この規程に基づく理事の選任に関して必要な実施要領の決定を代表理事に委嘱することができる。

附則

この規程は、2021年（令和3年）6月20日から施行する。